

財政法の一部を改正する法律案要綱

一 文教・科学振興費の財源とする公債の発行等

- 1 文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができること。
(第4条第1項ただし書関係)
- 2 文教・科学振興費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならないこと。
(第4条第3項関係)
- 3 予算総則には、文教・科学振興費の範囲に関する規定を設けるものとすること。
(第22条第2号関係)

二 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
(附則第1項関係)
- 2 政府は、文教・科学振興費の財源に充てるために発行した公債等については、国家公務員の人工費の削減等の徹底した歳出の削減のための措置等を通じてその償還財源の確保を図り、その速やかな償還に努めるものとすること。
(附則第2項関係)